

鹿児島県観光地域高付加価値化促進支援事業補助金募集要項

1 事業目的

観光の「稼ぐ力」の向上に向けては、地域の多様な関係者が連携し、地域資源を最大限に活用し観光地としての魅力を高め、稼ぐ仕組みづくりを構築すること（＝観光地域の高付加価値化）が重要である。

国においても、地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業により、自治体・DMO等による観光地再生に向けた宿泊施設の改修（ハード）等への支援を行うこととしており、県内の採択地域においては、面的な観光地の再生・観光サービスの高付加価値化が期待されている。

このため、国の支援を受けて、多様な関係者が連携して高付加価値化に取り組む観光地域に対し、具体的な取組（ソフト事業）の支援を行い、県内の先進事例となりうる「稼げる」観光地域を創出し、県全体へ波及させることにより、観光の稼ぐ力の向上を図ることを目的とする。

2 補助対象者

観光庁「地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業」に採択された観光地域であり、当該地域の市町村又は当該地域の観光地域づくりに参画する観光団体等を補助対象者とする。

3 補助対象事業

地域資源を最大限に活用し観光地としての魅力を高め、稼ぐ仕組みづくりの構築に資する事業とする（ハード整備事業を除く。）。

（例）・地域の回遊性を向上させる取組

- ・ガストロノミーの充実に向けた取組
- ・地域のプロモーション
- ・その他観光地域の高付加価値化に資する取組 など

4 補助対象期間、補助率等

- (1) 補助対象期間
交付決定日から令和8年3月6日（金）まで
- (2) 補助率及び補助上限額
補助率：対象経費の1／2 補助上限額：3,500千円
- (3) 補助予定件数
3件程度
- (4) 補助対象経費等
補助金の対象経費は、別表のとおりとする。

5 応募手続き

- (1) 募集期間
令和7年7月4日（金）～8月6日（水）午後5時まで
- (2) 提出書類
鹿児島県観光地域高付加価値化促進支援事業補助金応募申請書（別記第1号様式）
＜添付書類＞
ア 事業計画書（別記第2号様式）
イ 収支予算書（別記第3号様式）

ウ 観光庁「地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業」に提出した地域計画

エ その他知事が必要と認める書類

(3) 提出方法

ア E-mail により提出してください。

イ 申請書様式等は，県庁ホームページからダウンロードできます。

(URL : <https://www.pref.kagoshima.jp/af08/kdukuri/kouhukakati.html>)

(4) 提出先及びお問合せ先

鹿児島県観光・文化スポーツ部 P R 観光課観光企画班 担当：磯江

E-mail : kagoka-ki@pref.kagoshima.lg.jp

6 審査方法等

(1) 審査方法

審査委員会による書類審査にて，補助対象者を選定します。

(2) 主な審査項目

ア 地域における必要性

当該地域における課題を的確に捉え，ニーズ（需要）に答えるものとなっているか。

イ 事業の新規性

応募団体が「新たに実施するもの」または，「既存事業を発展的に向上・拡充するもの」となっているか。

ウ 事業の相乗効果

想定する事業成果が明確になっており，観光庁「地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業」で実施する事業と相乗効果が期待されるものとなっているか。

エ 事業の実現性

事業計画や実施体制が具体的になっており，実現可能性のあるものとなっているか。

オ 収支計画の妥当性

事業内容に見合った収支計画となっており，補助金が有効に活用されるものとなっているか。

(3) 審査結果の連絡

審査結果は県から応募者へ文書で通知する。

7 採択された場合の留意点

(1) 必要に応じて，進捗状況の報告を求めるとともに，県担当者が現地で進捗状況等の確認を行う。

(2) 交付決定日より前に支出した経費は補助対象外となるため，補助事業は交付決定後に着手すること。

(3) 補助事業に要した経費については，証拠書類（見積書，発注書，納品書，領収書等），を揃え，実績報告の際，写しを提出するとともに，現物等による執行の確認を行うため，証拠書類及び補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備の上，補助事業完了後5年間保管すること。

(4) 本事業は補助金の一部を概算払により支払うことができる。

(5) 補助事業により取得した備品等については，一定期間はその処分が制限される。

- (6) 補助事業の成果については、実績報告により県に報告するほか、必要に応じてデータ等の提供について協力すること。提出された成果については、県が実施する事業において、これを活用することを承諾すること。
- (7) 補助事業終了以降に、必要に応じて普及啓発のための協力を依頼することがある。
- (8) 県が実施する観光地域づくり関連事業に可能な範囲で協力すること。
- (9) その他、「鹿児島県観光地域高付加価値化促進支援事業補助金交付要綱」及び「鹿児島県補助金等交付規則」等に従うこと。

8 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問は、次の方法により受け付ける。

- (1) 受付期間
令和7年7月4日（金）～7月23日（水）午後5時まで
- (2) 質問方法
「募集要項等に関する質問票（別記第4号様式）」をE-mailにより提出する。
E-mailのタイトルは「【質問】鹿児島県観光地域高付加価値化促進支援事業補助金」とすること。なお、E-mail送付後に、電話などにより到着を確認すること。
- (3) 回答方法
質問及び回答内容は、随時一覧表にまとめ、原則県庁ホームページにて公表する。
なお、一覧表は他の応募予定者から希望があれば適宜E-mailで提供する。
ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。
- (4) 質問票申込書提出先
鹿児島県観光・文化スポーツ部 PR観光課 観光企画班 担当：磯江
E-mail: kagoka-ki@pref.kagoshima.lg.jp 電話番号：099－286－3045
- (5) その他
質問は、本募集要項の内容を十分理解いただき、本事業について、より良い提案をしていただくことを目的として実施するものであり、書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問合せは受け付けない。
なお、質問については、応募に関して義務づけるものではなく、評価には影響しないものとする。

別表

補助対象経費	内 容
報 償 費	事業実施のために指導等を行う外部専門家への謝金等
人 件 費	事業実施のために必要な人件費（市町村職員の人件費は除く）
旅 費	事業実施のために必要な旅費
需 用 費	事業実施のために必要な消耗品費，燃料費，印刷製本費及び光熱水費等（食糧費を除く）
役 務 費	事業実施のために必要な通信費及び保険料等
委 託 料	事業者が直接実施できない業務（データ解析等）を委託する場合の経費
使用料及び賃借料	事業実施のために必要な施設使用料等
備 品 購 入 費	事業実施のために必要な機器等の購入費等
そ の 他	その他，知事が特に必要と認める経費

※ 本事業において，消費税及び地方消費税は補助対象経費外とする。